

もっと知りたい！こどものための 交通安全だより

令和6年
(2024年)

11月

大阪府警察本部 交通総務課

11月は… 自転車マナーアップ強化月間

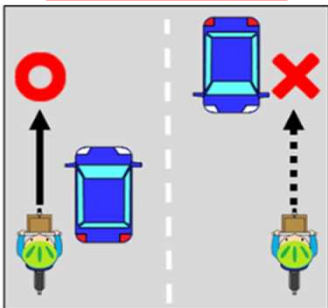


交通ルールを守って安全に自転車にのろう！

① 自転車の走る場所



車道を走るとき



一番左がわを
走りましょう！

歩道を通るとき



車道寄りをゆっくり
通しましょう！

※小学生はいつでも歩道を通れます

② ヘルメットをかぶる



大切な頭と命を守るために
ヘルメットをかぶりましょう！

※自転車にのる人はみんなかぶろう

③ 安全確認をする



「止まれ」の標識がある所や
まわりの見えにくい危ない
所では一度止まって
『右・左・右の後ろ』
の安全確認をしましょう！

保護者の皆様へ

令和6年11月1日から道路交通法に『酒気帯び運転』と
『携帯電話使用等』の規定が新たに整備され罰則が強化されます。

酒気帯び運転の禁止

罰則 3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

車両提供罪

罰則 3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

酒類提供罪・同乗罪

罰則 2年以下の懲役又は
30万円以下の罰金



携帯電話使用等の禁止

携帯電話使用等(保持)

走行中、携帯電話等を手で持って
通話したり、画面を注視すること

罰則 6月以下の懲役又は
10万円以下の罰金

携帯電話使用等(交通の危険)

携帯電話等を使用して走行し交通事故を
起こすなど交通の危険を生じさせること

罰則 1年以下の懲役又は
30万円以下の罰金



還付金詐欺の被害が急増しています！

ATMでの振込限度額を0円(少額)に設定しませんか？
設定すれば、還付金詐欺の被害をストップできます。
ご家族の方とぜひ一度ご検討を。

